健康アプリ「kencom」 | デジタルマップを活用した取組の運用ルール (試行版)

1 目的

この運用ルール(以下「運用ルール」)は、市が健康アプリ「kencom」において、デジタルマップを活用した取組(以下「本件取組」)を実施することにより、市民の健康増進とともに、中心市街地のにぎわい創出を目的とします。

2 本件取組の概要(イメージ)

本件取組は、中心市街地の登録店等(※)において、次の基準を満たした方に対し、たかまるポイントを付与するものとします。

- ① 健康的なメニューを食べた方【食事】
- ② 健康的な商品を購入した方【買物】
- ③ QOL 健診の受診をした方【カラダ】
- ④ 運動、フィットネスをした方【運動】
- ⑤ 公共施設を利用した方【施設】
- ⑥ 健康・まちなかイベントへの参加をした方【イベント】

※ 中心市街地の登録店等

本件取組の趣旨に賛同し、運用ルールに基づき、本件取組への参画を申込 し、運用ルールに定める基準等を満たすものとして、あらかじめ市の承認を受 け、たかまるポイント対象拠点として登録されたものをいいます。

3 実施主体

- ・弘前市
- ・DeSC ヘルスケア㈱(受託者)

4 たかまるポイント対象拠点の対象エリア

基本的に、弘前市内の中心市街地(※)とします。ただし、市の施策上、特に推進したい項目(行動等)については、中心市街地のエリア外も対象とすることができるものとします。

※ 中心市街地

弘前市中心市街地活性化ビジョン(令和4年3月策定)において定めるビジョン区域(別記)をいいます。

5 たかまるポイント対象拠点の登録

本件取組の趣旨に賛同し、運用ルールに定める基準等を満たすものとして、たかまるポイント対象拠点として登録を受けようとするものは、弘前市【kencom】たかまるポイント対象拠点登録申込書(様式1)により市長に申込をし、その承認を

受けなければならないこととします。ただし、公共施設、公共事業等については、 この限りでないものとします。

6 たかまるポイント対象拠点の承認

市長は、5により、たかまるポイント対象拠点の申し込みがあった場合は、その内容を審査基準等(別表)に照らして審査し、適当であると認めるときは、弘前市【kencom】たかまるポイント対象拠点承認書(様式2)を交付することとします。ただし、次の①~⑤に当てはまるものは、たかまるポイント対象拠点として承認しません。

- ① 法令又は公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 政治的、宗教的活動に関するもの、又はその疑念を抱かせるもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で風俗営業と規定される業種を営むもの、又は風俗営業類似の業種を営むもの
- ④ 暴力団と関係あるもの又はそのおそれがあるもの
- ⑤ その他市長が適当でないと認めるもの

7 たかまるポイント対象拠点の登録解除

たかまるポイント対象拠点の登録後に、登録を解除しようとする場合は、あらか じめその旨を市長に申し出るものとします。

8 たかまるポイントの付与形式

たかまるポイントの付与は、たかまるポイント対象拠点毎に、次に掲げるカテゴリに応じ、それぞれ次に定める形式を基本として、市と中心市街地の登録店等の協議により決定します。

- ① 【食事】【買物】【カラダ】【施設】【運動|ジム、施設等】 二次元コード常設(マップ登録あり)
- ② 【イベント】 二次元コード特定期間のみ(マップ登録なし)
- ③ 【運動 | 中心市街地ウォーキングコース】チェックイン(マップ登録あり+二次元コード設置なし)
- ※ 二次元コード ポイント対象拠点で掲示する「二次元コード」をスマホカメラで読み込む形式
- ※ チェックイン GPS 機能により、ポイント対象拠点で表示される「チェックイン」ボタンを押す形式

9 たかまるポイント対象拠点の上限数

たかまるポイント対象拠点の上限数は、100 拠点とします。なお、上限数を超える見込みとなった場合は、可能な範囲で公共施設、公共事業等のたかまるポイント対象拠点を見直し、中心市街地の登録店等を優先するなど、目的の達成に向けて見込まれる効果を踏まえながら調整することとします。

10 たかまるポイント対象拠点の表示更新

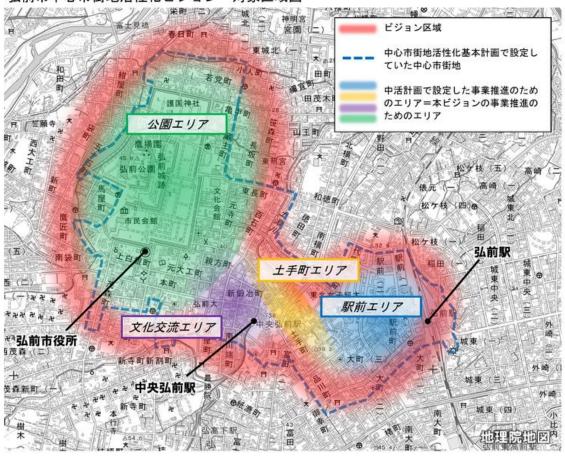
たかまるポイント対象拠点のデジタルマップにおける表示の更新は、概ね $3\sim4$ か月に1回とします。

附則

この運用ルールは、令和6年6月12日から施行する。

別記(4関係)

弘前市中心市街地活性化ビジョン 対象区域図



別表(6関係)

カテゴリ		ポイント付与基準	ポイント対象拠点	摘要
		具体例	(想定・例示)	順安
食事	健康的な食事の摂取	対象メニューを食べると20pt ・サラダがセットのランチを食べる ・健康とまちのにぎわい創出事業 のヘルシーメニューを食べる	飲食店	 ○ 「健康的な食事」とは、次のいずれかを満たす食事であると市長が認めるものをいいます。 ① 主食、主菜、副菜を組み合わせ栄養バランスに配慮したもの ② 1日の野菜摂取目標量の摂取に大きく寄与するもの ③ 減塩、低脂肪その他生活習慣病等の予防に配慮したもの
買物	健康的な商品の購入	対象商品を購入すると20pt ・サラダを購入する ・運動靴を購入する 注 治療等は除く。	小売店	○ 「健康的な商品」とは、次のいずれかを満たすと市長が認めるものをいいます。① 「健康的な食事」のいずれかの基準を満たすもの② 運動(スポーツ)を行うため必要になるもの③ その他健康増進及び健康意識の向上に資するもの
カラダ	QOL健診の受診等	QOL健診の受診等をすると20pt ・QOL健診等を受診する ・ベジチェックで測定する	- ヒロロ拠点、 商業施設等常設ベジチェック	
運動	ウォーキング等の実施	運動をすると20pt ・ウォーキングをする ・スキーをする	フィットネスジム、市社会体 育施設、ウォーキングコース	○ 運動 (スポーツ) のための場所又はプログラムを提供できる場所を対象とします。○ 「フィットネスジム」とは、トレーニングジム、プール、スタジオなどの機能を有し、体力向上などの運動を安全かつ適切に行うことのできる施設をいいます。
施設	公共施設の利用	公共施設を利用すると20pt ・公共施設(運動以外)を利用する	市まちなか情報センター、 れんが倉庫美術館等	○ 「公共施設」とは、中心市街地にあって、かつ、主に体育 の普及等以外を目的とするものをいいます。
イベント	健康・まちなかイベン トへの参加	イベントに参加すると20pt ・健康イベントに参加する ・賑わい創出イベントに 参加する	健康とまちのにぎわい創出事 業、中心市街地賑わい創出事 業(民間)等	○ 「賑わい創出イベント」とは、中心市街地の賑わい創出と 新たな担い手を育成するため、多様な団体が中心市街地で実施 するイベントをいいます。

弘前市長 様

	所在地	弘前市大字
申込者	団体名	
	代表者名	

弘前市【kencom】たかまるポイント対象拠点登録申込書

たかまるポイント対象拠点として登録を受けたいので、健康アプリ「kencom」 | デジタルマップを活用した取組の運用ルール(試行版)5の規定により、次のとおり申込します。

1 登録を受けようとする拠点等

カテ	食事		健康的な食事	の摂取
	買物		健康的な商品	の購入
ゴ	カラダ	□ QOL健診の受		診等
_ را	運動		ウォーキング	等の実施
-	施設		公共施設の利	用
2	イベント		健康・まちな	かイベントへの参加
たかまるポイントを付与する内容③				
たかまるポイントの対象拠点名				
(施設等の名称) ①				営業時間
所在地④				
弘前市大字				

2 ご担当者

氏名	連絡先		
	メール	電話番号	

備考

- 1 「カテゴリ②」の欄は、該当する項目の□に∨を入れてください。
- 2 「食事」、「買物」を選択した場合は、該当する食事・商品の資料を添付してください。
- 3 「1 登録を受けようとする拠点等」各欄の丸数字は、本件承認後、別途ご提出していただく「報告シート」各欄の丸数字と一致しています。
- 4 紙が不足する項目は、別紙としてください。

担当及び申込先 弘前市企画部企画課 地域振興担当

電話(直通) 0172-26-6348

メール kikaku@city.hirosaki.lg.jp

様

弘前市長

弘前市【kencom】たかまるポイント対象拠点承認書

令和 年 月 日付けで申込みがあった、たかまるポイント対象拠点の登録について、 次のとおり承認します。

団体	名・代表者名	
たかまるポイントの 対象拠点名 (施設等の名称) ①		
所在地④		弘前市大字
	まるポイントを 与する内容③	
カテゴリ②	食事 買物 カラダ 運動 施設 イベント	□ 健康的な食事の摂取 □ 健康的な商品の購入 □ QOL健診の受診等 □ ウォーキング等の実施 □ 公共施設の利用 □ 健康・まちなかイベントへの参加
	承認番号	
承認条件		・承認の日から10日以内に、下記担当まで、メール又は郵送で、報告シートを提出すること。 ・本承認書又は報告シートの内容に変更が生じた場合、速やかに担当まで変更内容を報告すること。 ・本承認書及び報告シート記載の範囲を超えて、たかまるポイントを付与しないこと。 ・ポイント付与期間終了後、本件取組にて使用した二次元コード等を速やかに破棄すること。
備考		

各欄の丸数字は、本件承認後、別途ご提出していただく「報告シート」各欄の丸数字と 一致しています。

> 担当 弘前市企画部企画課 地域振興担当 電話(直通)0172-26-6348 メール kikaku@city.hirosaki.lg.jp